

貞丈雜記

十六

曾
2
16

73
6188
16止



7 3
門 田
第 6188
卷 16

真丈雜記卷之十六

神佛類之部目錄

- 一 及明之事
- 一 疏銘披露之事
- 一 繪馬之事
- 一 十字之事
- 一 軍神之事
- 一 志の繩の事
- 一 神道ハ日本の教
- 一 存くもの事
- 一 卷教の事
- 一 九字の事
- 一 氏神産土神
- 一 身固の事
- 一 神馬の四の事
- 一 神又本地の事

雜記十六

目一



- 八幡大神宮
- 物忌
- 聖天摩利支天
- 末き坊主
- 神
- 輪鐘
- 泰山府君
- 疱瘡神
- 權現と云事
- 佛像の目玉をを入る事
- 夢想
- 方遠
- 冥加
- 布とけ
- 巴を神の故と云事
- 和尚
- 疫病神
- うぬき糸
- 拍子の事
- 神水

- いんのこと事
- 百夜参る事
- 得度と云事
- 佛圖の事
- 千度後と云事
- 繪馬書法

諸結之部目録

- 結結抄之事
- こまの結と云事
- けさく結と云事
- 結納の事
- ちりしり
- 軸物と紐留結
- 貝桶と結結と云事
- ちりしり
- ひもひも
- 花むす

— あらひ結

— かたじけなく

— 祭物の結結

凶事之部目録

— 忌服之事

— 中陰之事

— 精進之事 ニテ案

— 首行施入事

— 死人院号付事

— いもろく事

— 喪服之事

— 廟

— 獄門之事

— 他界

— 拷問

— 不領没収

— 首を酒に浸す事

— 死人額に三角紙付事

— 素服之事

— 切服之事

雜事之部目録

— 氣色之事

— 芝居之事

— 遊藝者

— 法徳目之事 ニテ案

— 牙子馬子

— 香合

— 節分之事

— きりかき事

— 赤後に出仕

— 公事之事

— 非家の布子

— 香筒

- 一 香合
- 一 口傳と云事
- 一 上表之事
- 一 子一ツ丑三ツあとの事
- 一 枕向之事
- 一 一二の事
- 一 延年
- 一 白炭之事
- 一 徳政之事
- 一 関東坂東
- 一 香聞香合沙法
- 一 成敗之事
- 一 時刻五更之事
- 一 貝覆の事
- 一 南天
- 一 炭つゝと云事
- 一 田舎よ古風殊る事
- 一 夜之灯
- 一 いあむわらう

- 一 空焼之事
- 一 生氣之方

一 蛭端之事

書籍之部目録

- 一 大双紙六品何事
- 一 弘安禮節
- 一 如不草系
- 一 秘書之事
- 一 虎韜之卷
- 一 犬追物秘記
- 一 三儀一統の事
- 一 虎之卷
- 一 書籍真偽
- 一 藤九郎盛長紀
- 一 鎌倉年中行事
- 一 兎のとの事

- 一 嶋津十郎左衛門大進物之書
- 一 訓閱集
- 一 書物之書入
- 一 篇章句讀
- 一 內典外典
- 一 授合授筆
- 一 注解釋抄
- 一 馬本
- 一 唐土之書
- 一 奥州十二年合戰繪
- 一 布衣記
- 一 楠七卷書
- 一 書物之朱引
- 一 序跋凡例
- 一 歌書詞書
- 一 著述編輯
- 一 書籍藏卷之目
- 一 義經記
- 一 高忠少書
- 一 正史實錄之記漏有字

- 一 前太平記
- 一 室町記
- 一 江源武鑑
- 一 八廻日記

以上

- 一 和漢朗詠集
- 一 先代舊事本記
- 一 日記之目之記

撰文雜記卷十六

神佛類之部

一 反用コイと云ハ神拜の時も有之陰陽師の法之ニ是
の反用五是の庵んとい九是の反用ありてあり陰陽師
ニ尋ふべし又用配とも書之古代貴人出陣のあり
必陰陽師をく之反用を行くもむり日記にん(一)り
東鑑卷廿三建保六年六月廿七日丁卯晴將軍家任

雜記十六

伊勢真友

千賀春城

岡田光大

同 校

一 八里月
一 一里月
一 前太平時

一日中
一 多外前車本時
一 一里月

大将^{タケノ}清之^ノ間為^ニ涉^ル拜^シ賀^ス冬^ニ鶴^ノ岳^ニ給^テ畢^ス 中畧 先^ニ出^テ涉^ル
 南^ニ面^ニ文^章情^士仲^章胡^臣 東畧 上^ニ御^儀 藤^陰陽^少允^親
 親^職 東畧 冬^ニ東^ノ寄^間候^反用^陰陽^權助^忠尚^{東畧}
 入^廊根^妻戸^勤御^被言^々小^笠原^長秀^記 世二三後
 人^ノ之^起在^動靜^ハ五^季ノ^間配^トシ^テあ^るべ^くハ^{中畧}五^字
 字^トハ^天武^博立^烈あり^陰の^かひ^ハ六^右より^二足^三
 陽^のか^ひハ^六右^{より}少^ハハ^一是^を天^武平^眼の^あり^し
 と^も云^{下畧} 我^家傳^束の^書旗^德只^傳と^ハ書^云魚^ん
 む^ハ少^ハむ^ハ儀^式こ^ハい^ハる^ハち^九字^の文^唱ハ^ハむ^ハと^ハ一^ハ
 唱^者列^める^ハ足^のり^し

前^右足^九 烈^右足^七 皆^右足^五 者^右足^四 鬪^右足^三 右^右足^一
 在^左足^八 陣^左足^六 兵^左足^二 臨^左足^一 九^左足^一
 右^のみ^く見^える^臨兵^鬪者^皆陣^烈在^前と^云九^字の^文
 又^を唱^ある^左右^の是^を踏^ミ運^ぶる^ハ前^の書^云
 記^ハ見^える^天武^博立^烈も^ハ五^季を^唱ハ^ハむ^ハと^ハ一^ハ
 あり^九字^の反^用七^字の^反用^五季^の反^用あり^と云^書
 又^と云^陰陽^{あり}と^知る^ハ東^鑑卷^五十^一弘^長三^年
 十^二月^廿四^日庚^午天^晴入^夜雨^降今^日評^定衆^等参^上
 相^州亭^涉着^所其^方遠^等子^有其^沙汰^召陰^陽昨^日
 等^秋尋^面異^見 中畧 晴^後申^云堂^用坏^八度^方

一 志すのい披紙と云り法皇書案と云何り志すのい疏詔
と云く之東山老大臣実熙公の名目抄云毎年誕生日維那
僧持系祈禱疏乞詔以書姓名遣之云云疏とい沙祈
禱の意趣をわきま書付之詔とい書付るを頼之の
姓名を書きよふ

一人見定めとい巻教と云ふも祈禱の札之たとふ奉轉
續大般若六百卷又法華千卷陀羅尼又ハ中臣枝子等
あそぐ其ことたる。經文の教を書く故巻教といふあり
梅のむと人又ハ神の枝あそぐ付ん途上より物と

巻教の事 上色ハあは記せぬく經文の教を書く

應よハは祈禱の趣を書く又室町殿の河ハ法寺法皇
よりの巻教を將軍家よりせりといふ旧記を見く
初ハ一それよりも昔ハ巻教をひききて法むりあり
あり源平盛衰記廿七の巻 實源太元
法の象 云安祥寺法實源
阿闍梨朝敵追討の作兼て太元ノ法行て出巻教進
上を法披見ある交ある平家滅亡の由江道あり云又
圖書廿八卷 保氏追討
使ノ象 云白淨衣又立烏帽子云々老翁
六人梅の格ハ巻教付て各持て六人の大將軍又書
一ハ一と云るを照は披之つゝ各巻教を披て後
孫け教を面白き

太平記卷二十九
將軍上洛の条に
されハテ以又仁
君社の由多向
為奉廟の由
ら後主阿保
秋山より奉軍

トそのかき人
もあまこれ
名れハ太平記の
以り繪馬の
代りハ人形か
をさそは細
しあり
C 本朝文粹十三大
江匡衡北野天
神は供物幣帛
種々物奈文目録
二白幣上紙百
帖色紙繪馬三
疋下アリ

第一 維盛卿 コレモリ 亮雨斜漑 平家平國
頓阿俄流 源子失源

嚴嶋明神ヨリ 權亮二位中時及重

第二 通盛卿 ミナモリ 平家庭上 立不老門
源氏蓬苑 放毒箭鏑

嚴嶋明神ヨリ 越前二位及重

卷教の文名のぬし外四人の卷教今畧に本常は付て是
神亦は繪馬を懸るは法武ありは云人より法武ハあり
り將軍家ありは法武あり將軍家大名ありは神馬を
献せりるは神馬を献せりるのありぬ人の神馬の代り

神馬の形を懸はあて細く是を後馬と云は是畧候は
あま言定ては法武ありは又神馬は姓名ありは
りるありは後馬も書付りるは神馬ハ四子
を付りるありはのかきありは鬚尾のありははは
付拍末に記 風呂記は云えりは神馬も是科を
急ぐく急きより後ハ神馬の形を懸よりすりて
獸人形を懸はは物を急ぐくはありし

九字と云りは兵闘者皆陣列在前と唱ふは
其 九字ありはを空甲は書くは是を九字を切ると云
一字ハ一の宛平相あり九字を切りて 劔平と云を結

真言宗と
人のあり七九字
を行ひつゝ
可なりと云を
人をわらう
百五九字の
まじりて
執をつか
ありま
事あり

て九字を切ると是皆真言宗の習ふと云々宗の出
 家より傳を更けされば用よとすと云は九字の
 道家の法之道家といふ仙術とて仙人の方を行ふ
 あり祈禱ありをもすといふ道家の書に抱朴子といふ
 書ありと云ふ九字有り陰兵闘者皆陣列在前行
 と有り是其字を借り用ゆ成べし武家も九字
 を用ふるも何日故記之又云陰陽師の道家の方
 十字と云ふ道家の法成べしの中は指の先より久
 を書く極りくゆけがと云ひを除きさいひと云
 天 人名高位人二向フ 龍 海川舟橋フ 虎 廣野原深山 王 三
時此字ヲ書ク 愛ル時書之 二向フ時書之 三

新撰姓氏録云
 竹田川邊連大
 明命五世之後也
 仁徳天皇沖世大
 和國十市郡刑奴
 川之辺有竹田神
 社因以為氏同居
 住馬緑竹天美
 供御箸竹因茲
 賜竹田川邊連

單陣山賊夜 命 心モトナキ食物二向フ時 勝 市町賣買諸 是 病人之家
行ノ時用之 書之又啞ノ字ヲモ書 勝負ノ時書之 三時用之
 鬼 魔野一行 水 身不淨ノ氣ヲ 大 方悦言喜
時用之 ハラフ時書之 ハノ時書之
 右大秘事也と云みづりに傳えずと云は是も真言宗の
 出家の習事也出家より傳を更けられ用えずと云はた
 出家より傳を更けられ何の志もあらずと云はた
 氏神と云ふ土神と云ふも是も人あり何なりと云ふ土神
 人とは生きたる左京の護守の神と氏神ハ氏の元祖神と
 藤原氏ハ天見屋根命と平氏ハ桓武天皇を氏神とす
 橘氏ハ敏達天皇を氏神とす源氏ハ清和源氏ハ清和天
 皇嵯峨源氏ハ嵯峨天皇村上源氏ハ村上天皇を氏神とす

續日本伝云寶龜七年秋七月乙丑内大臣從二位藤原朝臣良純病歿叙其氏神鹿鳴社正三位香取神正四位上

武甕槌命又名柱津主命是鹿鳴大明神也軍神也神代大神軍也

る也又八幡を源氏の氏神といふ人あり何れも八幡ハ軍神之八幡をあつら貴むる源氏のこゝ限るべし然軍神のあり軍用記はあらず又世傳は九万八千の軍神といふ人知るひあつたせとも昔田家も九万八千の軍神といふ人知るひぬ申へ上古の書本はあつたるべし

軍神の三神といふ一説は八幡太神神切皇后武内宿禰又一説云神切皇后ヲ除テ道臣命トアリ又一説は魔利支天大黒天舞方天を云流せとも軍神ハ三神のこゝ限るを云うべし

一 流石園カハノゾミマツリといふ山身の堅固ある所をかしめて陰陽師の言るく古將軍家の流石園ハ賀茂安倍のあまふへ流石

一 一と舊記を見えたり

河臨祭の奉祝儀の款は志願す

志願儀のすけりて左繩はあつたあひあつた右は七五

三のこゝろをわたりて三筋十てやを志願て五筋は又右を志願て七筋十は又右を志願て三五七三五七としようを志願

繩の首端をば切らるるありしはしきく志願は是れ切らるるはず志願の姿は七五のこゝろにせしむるは八筋志願を

わらふゆふを志願を志願ゆふ志願ハ紙を

志願を志願て上へおりにせしむる

志願て切之細き我四つりし神馬も志願て何れも志願繩

十六代應神天皇
御代ニハイマダ
法渡ラテ三十
欽明天皇御
時ニ始テ佛法渡
リ来テ三十代敏
達天皇ノ御時ニ
又渡リ来テ盛
ニ行ハレシ也應
神天皇ハ佛法
ヲ知リ玉ハズシテ
菩薩号ヲ好ミ
玉フベキイハレシ

上古ノ時ハ冥ニ
神ノ託宣モ有
シテ今ノ代ニ偽多

物忌トハ迦毘羅
衛國ノ桃林ニ住
ム鬼神ノ名也
此鬼神ノ辺リ
ハハ悪鬼ヨラズ
依テ物忌ト書
也拾芥抄河
海抄ホノ説也

一 桓武天皇御代ニ勝尾寺ノ開成ト云偽ニ託宣あり
一 善哉菩薩号をなごりて由リ傳レルニ院真用
成の偽ニてまろ弘法大師傳教あるのやう菩薩
号をまゝのありてあるべし八幡ハ應神天皇ニ菩薩
号送り給ひしハ流ルべし

一 惣トク昔物語ノ夢想ト云ハ皆偽あるべし我ガ思
按也ト云テハ人信作せぬ故爰おもて名付テ併非
ニカ付けたるニ託宣ある又同ト流ルとも軍の謀
の爲ハハ爰忠と名付託宣ト云ハカクシク又方
諸士ノ託宣をまげず一歎の業をなごりて用ふる

一 物忌ト云事ハ夢見悪きリ又ハ何を怪き事ミテ
愈る事有耐陰陽師ト云事ト云レハ是ハ大来ノ事也
歳月ヨリつゞく事ト云ハ時ニ目數他ニある由リ
宗門ヨリ引ヨリ存テ人々モ違テ其儀ト云存
其智ハ柳ノ木をこみ斗リハ割里を物忌ト書付テ
糸を付テ志のぐと云草のくまよ由リ付テ冠
ト云ハスナレ巻ヨリト云ハ愈ニ白き紙をこみ裁ク物也
書ク事モ何ラ志のぐ草の一糸をこみ草ト云
云ハ用モあるべし順徳院ノ御記也禁秘抄ニ云法相志ノ耐想ト云
出所他殿舎中法ヲ於簾中ナク又云以柳造

トモエハ業傳之
朝ノ事ハ武具ノ
部ニシテ又

トモエハ業傳之
朝ノ事ハ武具ノ
部ニシテ又

右の如くは神室の鞠はあつて有るが巴ハ伊勢大神宮
の所紋と心付とをわらふをてて此を以て神室の所
紋は定め同者成て又巴ハ三痛明神の所紋と

云説も有り是又俗の説に神室は三痛を有るの所

神の禱はあつて者に計を有るを神室は三痛を有るの所

三痛を有るの所

輪^{リン}鑼^{ボウ}を中^{ナカ}は痛^{イタ}を入^イる^ル如^ニ痛^イ鑼^ヲと云

書は三痛を俗のあつては山伏の不動架由名はまんがら

金糸を有るが神の紋といふは一向神道といふかきる

和尚の二字聖道 聖道といふ天台宗 一々をクハシヤウといふ

神宗といふハオンヤウといふ

東堂西堂の奉役名の教蔭涼軒の条に記

山姥のまぐさけの多装束の部は記

泰山府君ハ陰陽師の方にて祭神 日本ノ神

疫病神といふ物神道の書に云ふ云々 ニハニラカ

ハ表温あつて夏涼しく秋暑く冬温ある如きは

不相應の業はあつてたる人の病むるに神のあつて

はあつて熱強をれは正氣をうへあひて此の形も

に見えたるを云を神のあつてと思ふ事

非あり

月の紀は大臣遣阿曇連綱阿倍臣摩侶二臣合奏于
天皇曰葛城縣者元臣之本居也故因其縣為姓名と
カツラキノアガタハモトヤツカレガウフスナナリ
トスカタハナリ

何の本居の二字うづきあて古よりよも傳へたり本居ハ
カモノをうとらうして産色たるを云うがハ産色は
ハ土之於れ本居神と神の字をとつていふべし
オト斗まハ神の多はあらず

權現と云ハ佛ありて云ふと云神道ハ云々權現と云
てカモノアウと云とよむハ佛菩薩の教の衆生

濟土の方便の云々カモノを愛して母はあらず
ハ佛ありて云々カモノを愛して母はあらず
衆生ハ世界の多々の人々を云濟土ハ人々を
カモノの方便と云ハカモノのてんてんハ佛法の門なり

一

神を拜むは手をうけり是日本神代の礼之子をうくと
いふ字ハ拍手の二字之日本紀持統天皇の紀は即天皇
公卿百寮羅列再拜而拍手焉云々拍手の二字亦の如く
日本紀ハテヲウツと讀来れり上古よりしてカシハと
いひ習ひせり子をうけり時の子の形がその葉の形子
似たり故にカシと名付り申之又膳款をうけてと
いふ字も有る也又ハ開子と云ふあり神を拝むる禮
也儀式ハ云々大嘗祭辰日献物拍手四段別八度所謂ハ
開手也云々此意ハ内裏にて大嘗會の清祭の时辰の
日の儀祭ハ神膳を献ふ者ハハ四段ハハ子をう

額ニ犬ノ字ヲ印ス是ヲイシノコト云祇園社守也一社秘法ノ

義アリ○小児の額ニ犬の字を著ス古代よりス

也年山歩関ニ云大府記時房云日記康和五年八月廿七日ニ

東宮選御高松第ニ戊尅御出宗通卿御額奉書犬字

先日女房奉仕ニ房子息顯階ニ日記ニ戊尅行啓

依レ可キ書ハ阿也也都古人事以テ予ニ為シ御使被申院為章據

也云犬ノ字を著ス阿也也都古人事以テ予ニ為シ御使被申院為章據

為章ハ水戸黄門先国歿ノ時招カレテ彰考館水戸家ノ客儒ニ年山ト号ス

丹波国十年山山住シ入也年山歩関此人ノ記也此外著述ノ書多シ和漢ノ学者ナリ

清シ蘭ノ事南朝記傳云正長元年春正月將軍不例日

を經ておもりたのこきくまきよより清シ蘭ノ事南朝記傳云正長元年春正月將軍不例日

べきの評定まありク或ハ連枝ノ中ノ傳を選任してお

を継志ハ或ハ謙余ノ持氏世を治ル節量トの人ハあらず

なり吳見ハ何れをりきからずニより徳を神とあらす

ましつせんとて畠山満家石清ハあらず清シ蘭をとり

くまふ青蓮院義園大僧正將軍日服陸家又南より

路ハ○康富記云永享十年八月十五日今院ニ方

様清ト向八幡中畧扈從上人兼日死ヲ井中網言

雅世ハ少將雅親法志用意之ハ輕服支出來坐輕

服人不被禪之例在之明徳度重服人當以被之之

例立之間一何様哉兼日清沙法ハ法ハ可シ神

意之由之作出中山相公被差石法如被取法園之処
輕服可被解之申見法園了

一 百度參平戸記延應二年二月十日院夜景蜜之冬越
園依恒例之勤亭入數有百度指事又未監文治五年
八月十日今日於鎌倉法基所以清所中女房數等
有鶴岳百度冬是奥別追罰法祈禱之とんえり
百度系といふ久しきり

一 千度被東監治承四年八月十六日永江藏人頼隆
勤一千度法被又延應二年六月十八日泰真胡臣今
日三日於江嶋可勤惟子度法被之旨被作付更

百練抄建永元年十月二日今日於院法所可有千
度法被依上皇法目不縁とんえり此木の文を以
考おバ子度の被といふりも久しきり

一 得衣といふりとくどくハ出家のあひりて又昭十
七年殿中目々記云六月十五日東山殿法得衣於
二舎院法得衣は年五十一法法名道兼法道号
喜山園山正覺園師は拜塔仍尚院在は後之
一 徐馬書標の事異本惣兵日記厩の神をい生
馬の神と書之必徐馬を可掛此馬をハ猪子引
すも之徐馬の書標

奉掛

生馬神御寶前

馬様引

敬白

年号月日

緒結之部

七五ノの緒のむむびやうハ
色結記は緒帯を志す也

一 是にて袋の緒結振を揃えよりて結び振定りたる
法式何れ振ふ今世留まハヤあり己せども更手定
法ハあり事之古への袋の緒ハ又袋を外細
き箱あるハ袋片方は結を付て右一方のハ見
い結の先を通してふこの上よりて成り口あり結
ま方は結付たる箱ハ右ありのきむむむあり
子箱あるハ右方より見んあり結ハありむむび
いむむむび振あり是ハ法ありとありあり

カウリ巴の結くわいなるとも 龍りゆうのくわいとされども子第ハ
大事の抱を入動く抱あれば射結しやくと云ふことあり
むまびむまのびのくわいなるをハ結指むまと云ふたやましくとけ
かくわいのくわいなるをハ結指むまと云ふたやましくとけ
人の子こを付つくる事こと知しる事こと

一 軸物ジツモノの紐ひも留指とども別べつな法ほうあり 三巻さんまきよきと端はなを
おと折おめを三巻さんまきの紐ひも下したより上うへへもきここえ
かけ指さしあある二幅射紐に幅射紐の留指とども左中さちゆうを
知しる留指とどあある事こととむづかしき留指とど世よなる事こと何なにり
いいのかけ紐ひもハ外題ケタイあり外題ケタイは後の指さし

等とら者の名なを中ちゆうに書かけ付つある留紐とどの結指むま
とてワワの結むまの及および只ただ者ものは記しきめく三巻さんまきも五巻ごまきも
すきそ紐ひもの端はなをおとさきここえ

一 回かい記きはここのむままひひ又またここのむままひひと云いふ事ことはむままひひ
の事こと又またとんとん不ふうむままびびと云いふ事ことは徳とく口くちををちあ
方かた又またとんとん不ふうむままびびと云いふ事ことは徳とく口くちををちあ
びと云いふ事ことは徳とく口くちををちあ
とんとん不ふうむままびびと云いふ事ことは徳とく口くちををちあ
何なにりひつひつと云いふ事ことは徳とく口くちををちあ
むままびびの事こと又また男おとこ結むまと云いふ事ことは徳とく口くちををちあ

舟の結び扱へおまじむまびとまハ男むまびを
 したまふふしとむまびとま又かめらしとま
 こもせげちとまきとまのらびとまつけとま
 かけむまびとまハ結を二重通して結の両端を
 初め廻りたる結の下を通して引出きを云々（巻の巻）
 又山結かたるは頸とあ羽を一つはたかおのらとく
 結をかたるを外にも用ふるもあき結び扱へ
 又むちむまびハ初めむまびとまその結のあま
 目を本むまびとま結めの通りくくらせく結ひめ
 の二筋くおらふ扱はまらし又あまがむまびハあまの

口といふ字の如く裏ハ十の字はあま魚叶結といふ
 又あけまきハ中ハ口といふ字の如く四角はあり
 上とあ方は口を出して結の端ハ二筋下ハ一のりあり
 あけまきの一名をまらんがう結とも云又あまハ
 結ハ葵の葉を二のかさ手なる扱は似る結ひと
 あまハ結をあまちむまびといふ人あり何やまらし
 せいで結のむまびやうハあま包結記ハ志
 一今世有ハ具柄の結ハ鬼結と云むまび扱へ
 と云人あり 鬼むまびと云事古傳ハあま具柄

の結や此等も包結記する事なく

一 けりまの結の結核とて法式ハかゝるも此は
いふ事なき相之依て法式あり狭きものハ調度
の部より

一 まぐり結のむきびやう花の包括形あるは包
結記は記す

一 うさぎがしら香のふびと云徳の結柳鷹の部は記す
かめくしと云ハ籠の口ハいふてくふ結あるは
籠結と云ハ結ひいろくの名あり既はお記す
こまむきひと云ハむきびめのかさありたるがこかと

蝶



いふ貝の形は似る者之に亦むきびと云ハまやありと
とつれく糸はえり蜻の字は糸とよむ

一 諸鉤はむきび片鉤は結と云ふあり法鉤とは
かりは糸あり糸のりて片鉤とハかゝり糸のりて

一 むきむきびのことくむきびと云ふ同記はありひも
どハ素襖のひくれあとの胸紐のりてはあは
垂あとのむきひもハかりは糸はむきびは法は
はむきびるをひもむきびのめくといふ

一 志るつげはむきびとハかめくしは結をそ
弓馬故実幕の赤板の糸は折釘の上より

服ノ日数ノ事ハ
喪葬令ニアリ
假ノ日数ハ假寧
令ニアリ 服者ハ
服ヲキナカラ奉
ルハ勤ルナリ

服解ニ限らず子細ありて一旦官を去て又元の
官よりあるをバきく復任と云

一人死したる時かありて引こもり喪服を著して居る

を喪と云ふ時 朦中と云ハ喪中と云事をおや

まりて朦中と書く 朦朧とつく字は月

おぼろあるをいふ 凶事は用る字はあらず喪

のるを朦氣あざと云人の弥あやまりとされ共

今ハ世のあはれははるはる

中陰と云ハ人死して七、四十九日のるを云中有

とも云四十九日のるハ死したる人極樂へも行かず

地獄へも行ずてすまひありんによりて法るを

して極樂へおむむ極樂は事あるは方便の

方の説あり 地獄極樂の事あるは方便の

一 廟といふ今俗は云は 靈屋といふ時先祖の廟もあき

賤き人墓詣も事を廟系と云人ありあやまりて

墓系り墓詣ありて一廟ありハ廟系と云へ

一 精進の事智度論は 併書云有二精進一 身精進

為小ニ心精進為大佛説意業故云く精ハシラゲと

しむ茶をシラゲとるぬく身を清むるを云道ハス

とすむ心は慎むをまるとして亡者を祀り事

のころに心を遣うて怠るるを云ふなり

一 又云精進と云ハ志うけまむと云うて身を
きよめ心つゝして香餅事に進て怠るるを云
之香餅菓肉あはれあはれと云く之のうへはまね
あり故不用といはまよき食物を用ふはつゝ
之精進ハつゝしてそのる之醒を食されば亡者の
るまあるとあはれハ心極遠之不幸の時の方の
つゝして口は腹のうぬおを食するハ懐の
也法事をつゝして食物を食するも懐む
こむむむむの状の然と云書きまら書札の類はあらず

一 香典又香奠と書く事書札の類は志を言

一 獄門と云ハ牢屋の門の事之罪人の首を切て
木の上よりけるを梟首と云之今時の人梟首
の首を獄門と云之は首を切て牢屋の門
あはれかけらむる類べし

一 軍陣の時首を切て行器は入る保元物語は
為義の子どもの首切て行器は入たる事見へり
首桶の代りを用はる

一 他界と云ハ他界へ行きたる心之有ハ公方家乃
所死を限りて法他界と云然れとも古ハ平

人乃死去をも他界といひく之東鑑卷十二云雜
色成沢者有多年之功仍清柔色快然与涉家人無
勝劣而去其以他界云又同卷十五云稻毛之院
重成妻於武藏國他界云は外平人の死去
を皆他界と祀り他界といは世界を去りて
他の世界へ行くと事あり

一 死する人は院号寺号亦を付る事たとは法
性寺成恩寺あり云又等持院慈照院あり云
事阿の何れも去人の存生の時建立し去る
菩提所の名は皆是大祿をとり其位高官の

人のすり多し後世及ては菩提所をも建立せ
しと院号を付り多しあり有り對尚世の賤き者
も出家の念子をかりて所住を以て院号を付る
事あり成りたり

一 科人トガシを拷問カウモンせり云は拷木といふ概よせり
罪を即取問ふは拷問と云之罪人を拷木と云ふ
志むるより作法隨て知人ありと云は蓋好が徒然
こころをうつ拷木よせるとい本よ志をうつ付る事
あり云

一 いもろと云は精進のより精進の二字をいもろと云

光大曰齋食と
書ていもひこむ
之日本紀よひこむ
とあり方葉集
は高宮をいもひ
のこや齋庭いも
ひにこととあり
日本紀よひに
とあり

又精進を志すとも云何れも古書よるなり

一 シヨリヤウ 不領を没収せると云ハ知行所を括する者罪科有る

依て之知行所を上へ取上げぬるに收り云云

同ド儀之知行所を儀へ没収せらるる事

一 敵の首を取て遠國に送り酒をひさすを礼

ぬるに東監等九又云泰衡使者新田冠者高

平持参豫州首於腰越浦 中畧 件首納里漆攬侵

美酒云 是伊豫守義経ノ首ヲ奥州ヨリ送タル也 又太平記卷三十三 新田左兵衛佐義與自害ノ条

云兵衛佐自害討死の首十三求め出酒

侵して江戸遠江守同下野守竹沢右京亮五百余騎

して屯馬攻めのかります武蔵の入間川の陣

馳 乗る事

一 ツツ 素服といふハ父母妻子木の死する時

着る装束ハ剛衰の服之是をいふこと云

也本ハ衰かつたをいふひつておひきその皮

の糸よておりたる衰布を用る之後ハ麻布を用

る事不ありたりとすすみ色とてうす黒く深

紅にかかりこの耐ある故あつく衰衣服をいふ

之舊書もいふるハかぬ色ハ素の字ハシロシ

ともスナホともよむ字之素服ハシロキ心よてハ

かゝる事ある心とてさうかざらあき心之忌服
の服は此衣服を忌める事を云ふ
うすしみ色ハ
前考之にむむ
とも云ふ少くも此のさうさうを考ふべきこと
前考の衣服ハいふべき事ハ忌むべきこと

一 死人の額ハ白紙を三角よりしてあつるものあり
年中行事の巻物の内ハ凶事は淋の時まで
残しき志とるゆへ思き三角あり袖を額ハ
あてしる辨を急ぐきたり是ひひえ布とて
物ありて西行法師の教ハ「縁たため雀弓
まらふのさうハひるるえ不」の布一けあまのち
よりの夫木抄考ハ「馬き紙をたてて作里死人

ハ白紙にて作里用たるをぐえ侍の代りも亦
清少納言枕草子に見る紙を物と云ふは法師
陰陽師の紙冠かりりしてさうしたるあり又
宇治拾遺物語巻六播磨國を法師陰陽師
の紙冠を以てハラヒ後考を因記上人寂心と云傳り
とてあたる事と云ふり是も額を傳へ死
一切腹の事日本紀以下の圖史ハ自殺したる人の
名へたるハ皆自縊ミツカラケきて死しくびを或ハ火を放
て滅死せしむあれとも腹を切るものもせず上
古ハ切腹あり保元物語は為朝廿八と云

子之類つきの子を来ると云ふ八人の来ハ類よ
 あらりるゝ之来の極子の母よりあるを来ると云ふ
 一節分セツブンの大豆を煮てきて初らるゝの時にひつむ
 事今の世のあらりゝ之京教將軍の代より
 節分セツブンの大豆を取てきて二月初半の日は来
 らせり中年中恒例記よと云ふなり
 一芝居シバイと云ハ勸進能又ハ田楽テンガクを外見物のあらして芝居
 一は座して見物する故芝居と云ふ
 一きりもぐりキリモグリと云ふ来と云ふなり切虎落し
 勸進能田楽を外見物の想ふにハ休あぐを

切てもぐりをあぐりゝ来と云ふ大和がりをハ春
 公元あぐりゝひいをばき程もぐりあぐりゝして
 一あるとてそゝりひたるを云ふ
 一遊藝ユウゲイ者あぐりゝ見物の時花を煮ると云事昔ハ作り花
 を煮てて翌日を目を煮たると云境川記よ云勸進
 能あぐりゝ申樂サルガクは花をうけし付クケといひけあぐりゝ
 英ハナガサはけさけよ遠ひゆとの事少終は同花代抄の事
 翌日は来敷ハけ方な身に着てをこゆ事又大東方
 より取よ来りゝものもてをこゆ事英あげさげとい

通書大全ニ云
赤口日忌會客
證事買主買又云
主口舌喧争が
日安陪清明夕書
蓋蓋内侍見
タリ赤口日ヲ赤
舌日トモ云リ又
赤日トモ云

花を枝よあはて作ると下はて作るとよりて代
淺よ遠あると云説を志す也と云

古ハ赤後の出仕と云事有京師將軍年中恒例記ニ云
赤後の出仕在時を徳大名以下は赤元もあは
は系也赤後の出仕は毎月は分て年中定例記ニ
云赤の次の日の出仕と云出仕あり也と云古ハ赤
元赤あはぬ日ハ日と云出仕はひり又云赤の目を
赤供元出仕もあはぬ事も據るあり云云赤の日
とい赤日といふ意日の事あり赤日ハ赤日神といふ
神のつとむる日と云辨古を用ふるもつとむる也

嵯峨親元が年中
日記寛治六年
の記云赤日
多方衣上極牛
佐州子午武庫
外酉トリ上
極ハ東山殿の
秀也之佐州ハ
伊勢守才佐中
守貞養武庫
ハ伊勢守貞親
ノ嫡子伊勢兵
庫貞貞宗也
○室町日記永享
七年八月廿日榮
則は徳日之故
可以廿三日命之
由作也云

陰陽師の祝也それ出仕せずあはれを謹む也

徳日トクニチといふ旧記は五十年中定例記云東山殿出
徳日丑未の日の大名國持は供元ハ餅一折は太刀金進
上とひつ下の日は松原十帖は太刀金まひりくは進
上と云巽阿晃也云丑の日は餅大折一合大豆粉
を引合は包口きよと云之信濃國進百近未ノ月ハ也
太刀一腰金杉原十帖は目錄云云といは徳日の事
也ハ祝日ハ人の生れ姓よりて祝ふべき吉日何の
陰陽師の祝也との吉日を徳日といふ也
徳目と云事本名ハ衰日ハ衰日といはおとろけの日と云

申入その名を忘れて徳日といひたる物（たし）梨子の名と
 云ふ物れがありのそといひたるは同しといふ（たし）衰日とい
 の生れ年よりと懸き日之禁裏將軍家（陰陽師也）
 徳日といひて毎年勤文を著す（今世ハ幸徳井といふ陰陽師
 昨年徳日と云ふ禁裏
 將軍家ハ徳日ハ上より何事も作付られし下より何
 事も上より云日を以て）拾芥抄云生年衰日子午
 生（子）未（子）未（子）生（子）午（寅）申（巳）亥（卯）酉（辰）辰（戌）戌（亥）生（子）
 知酉巳亥生（寅）申（巳）申（巳）令（子）年（子）子（時）誕生の日子日特
 針灸忌不可推知又和氣嗣成朝皇云子午生人（以
 未未の衰日と説所用也奥書説不用之）奥書ノ説ト右ノ
 子年子時（未未）

云説ヲサシテ
 云九レベシ

一公事（クジ）と云ハ禁裏より行る改事を云之武家（クジ）りても取
 申とてある親武家の事ハ皆公事之物（クジ）果ハ公事ハ幸福
 祈禱を公事と云ハ幸福を乞ふをバ（クジ）えハ公事と云
 たるハ公事と云（クジ）ぎれハあるべし

一左の子を（メテ）子（メテ）といひ右の子を馬子（メテ）といふ（メテ）左の子を
 持ち馬（メテ）は家（メテ）てお（メテ）ハ子綱（メテ）を（メテ）有（メテ）故（メテ）古の武士ハ馬（メテ）子
 有る物（メテ）あれハ必（メテ）有（メテ）を（メテ）持（メテ）て多賀豊後（メテ）言（メテ）忠（メテ）ゆ（メテ）云
 云（メテ）む（メテ）の（メテ）ハ（メテ）い（メテ）も（メテ）言（メテ）の上（メテ）て（メテ）弓（メテ）を（メテ）も（メテ）ぬ（メテ）人（メテ）を（メテ）バ（メテ）お（メテ）り（メテ）ま
 事（メテ）は（メテ）ま（メテ）さ（メテ）れ（メテ）バ（メテ）弓（メテ）を（メテ）我（メテ）が（メテ）も（メテ）ぬ（メテ）時（メテ）ハ（メテ）人（メテ）を（メテ）持（メテ）て（メテ）も（メテ）る（メテ）

やのけを馬の上へてさすは何時もろをとりて討き
るべきとれはたは弓持取ら子といひおよ子徳を
力の取る子とて言ふ子を妻とて書けるあり妻
の字用ゐる也一又都子姫子と書くも也一古書
はハハ一弓子言ふと云事一奉じ

一 非家と云る日記は何りいふはあらずともむじこ書
ハ猿樂の家はあらずして能く猿樂を上りて
武家よりいづて武藝を能くするは非家
の記が非家の不まれ也云我家業はあらず
事ハ好むべし云

一 香會と云ハ人々あきく集りて香をいふ事也

あり香の香合ホの想也香合ハ香合也

一 香の香と云ハ香をいふ事也香を三品も五品も焼て
出さるる香をいふ事也あはれあはれいふ事也かきあて
たるハ勝之かきあてせるハまけこ香の香十種
香源氏香字治山香小香香をいふ事也作法
あり香の香は香合也

一 香合と云ハ香をいふ事也あつめをたさかき
二つは口にて花才女方とつひて香をいふ事也香の
まじりおとりを仔細して勝之をいふ事也

これ物を身
へきあるは
まきりきたる
心

に傳ふの悪くわくのそむ人なれ
かへ傳ふその事の方事の後述を
やうにとひうづ

一 成敗と書てありやあるとよむ
この物も敗れ物あり
やうに物も敗れ物あり
とすの人の罪人をころもるを成敗と云ふ
をころすも罪人を取れぬ
罪人斗はかきうといふ
おののれ斗は成敗と云ふ

一 上表といは役候を辞退する事
本は我おひよりを何
まもま夫へお付七轉

状を表と云ふ表はあつても
心へ上といふまへ上りし
を退きまきといふ
の世俗役候をあり
上されり上る心
上表といひあり

一 時刻は五更と云事あり
云二更の亥の時
丙夜と云四更の丑の時
是を丁夜と云五更の寅乃
時之是を戌夜と云

一 時刻をいふ朝は子
に漏刻といふ
ありて水の漏漏を
作て壺の中は

職員令後場
寮ノ下ニ守屋
鐘鼓ヲ撃ツ
見エタリ

立身し之壺を漏壺と云其水を漏らると云之若
漏若と云之若も刻めを付し壺を漏刻といふ
之刻めの数ハ四十八と云む之一時の音を四刻といふ
定めたるおこは茶を水の中へ立置くと時水漏ると
おのこを減るに随て茶の刻め後と云ふおこを
ノ時は刻め一おこおのこの子のつと云ふおこを
子のつと云ふおこは准し知るおこを漏刻を
用於收入ハ陰陽寮と云官の支配ハ漏刻情を
云人をも其漏刻を守り居て鐘鼓をうつと
時をうつと云ハ此事之志の如く其一時を四刻といふ

付くも之今ハ昼夜を百刻と定むお一時ハ八刻を
あくる之彼の時の鼓をホツ数 鼓トハ太鼓 子午の
時ハ九ツ丑末の時ハ八ツ寅申の時ハ七ツ外酉の時ハ
六ツ辰戌の時ハ五ツ巳亥の時ハ四ツホトキ
延喜式の陰陽寮式ハ見えたり鐘をホツ事ハ
物忌の事神併の部ハ記し
カク 方遠の事神併の部ハ記し
カク 貝覆の遊ヲ始詳ありに原平盛表記五の卷
行綱中 云五月廿日西八条へ推参りて見れハ車
言の素 教も急せに集りたり花人何れやんと思ふて

あるをいふ
も女八をいふ
をいふといふ
あり

一 休のあし人あつらん 夜のまその貴よあるハ善道可
大師もいふたらんそんき 拵もろく 廁のた板の下に
箱を入きてそ箱の中へ 炭をひき入る人をもひる
ありをもいふるといひ 炭の事をいふといふあり
一二と云たらんれり何りいひいふといふあり
三ツ四ツ持ていふをいふるをいふは お互知原といふ人
於才一の子數と一二の上のこといふ及びいふ縁念
頼朝の嫡子子萬殿 頼朝の
おしる名 一二をいふせしめ
の平盛衰記卷二十四云云 胡時成 冥未下るの
事いふえたり

一 南天 木名南天
燭と云 を唐子 桂 齋て出たり 又これハ炭を耕ふ
云又 鏡の炭を入 或ハ 軍陣の時のもいふあり 用
て 炭をいふるをいふ事 南天ハ 炭をいふるをいふ
能ハ 意ハ 南天と云ハ 難轉と 同ト 音あり 炭をいふる
と云心して用る也 炭をいふるをいふる 吉事ハ 炭をいふ
云意ハ 畢竟物つひよりいふるあり
一 古書ハ 河原あをいふる 所ハ 延年をいふるあり 且ハ
延年ハ 歎ひ 舞ふる 樂ハ 舞を 延年ハ 延年ハ
火爐 火をいふ
のいふ 炭をいふる 且ハ 炭をいふる 炭をいふる
火籠をいふるあり 宗五一冊ハ 炭をいふる 炭をいふる
云云

九月晦日よりあきにして三日晦日めりさや山越りて
表面ははいつりあけい常のゆめより入は炭の
炭とて和泉國横山と云ふ所は焼く炭うては対面
ありあちぢぢの火跡をら至は岩^中炭とてその
書いふとて動く男女同しと云ふははねやうにぬらひめ
とのみ残す云むうしとては方はいはるありの女房のこ
しけりてさし出るるが師前のひぢぢは炭をたき
をこれれをほ主は僕もほき(のすこはら)とてを
おとせは炭あしとてはさぬものとも火炭をたき
て立のきとては炭あしとては松よとてそのすはは

中々この人をさあより修明門院のほかへりさや山越り
く人あんとすえけりはあすのすこはらとてひてむ
きとあつをぬらとて云ふは炭あしとてはさぬものとも
は前もさしとてはあし炭の火跡とてはさぬものとも
らとて炭を用多しあつをぬらとてはあし炭の火跡と
は炭あしとてはさぬものともは炭あしとてはさぬもの
とては炭あしとてはさぬものともは炭あしとてはさぬもの
うらまへとてはさぬものともは炭あしとてはさぬもの
へきとてはさぬものともは炭あしとてはさぬもの
おとせは炭あしとてはさぬものともは炭あしとてはさぬもの

一 和泉のり宗五一冊は云和泉國横山と云ふ所は焼

く炭をいれりく如泉草は云横山炭泉州より出之炭
 の色白く内裏に方涉翁の炭官女子は世に云く
 氣く子不汚翁賞之昔ハ毎日運上ス云く夫木集卷
 二十雜の部山の歌の内よ六帖題光俊於臣新六は
 何とていふやけをいふとあるよ山すこの色く
 一 田舎よの詞も風俗も古代の多の残るる事あり
 京よも古風残るれも繁花ある故古風を
 失ひるるも民者不かりに下ハ志氣ありて徳政の
 介入交りて不ある故詞も風俗も日こは改り古風
 を取失ひせり詞も風俗も日こは改り古風

取べきるものあり

徳と云ハ共抱く
 二付くるとり元
 を云ハ徳合類の
 時を初てす
 結のきり元ハ別
 結の徳ハ大の盛
 入を不甲ハ大の
 入り元ハ別大の
 徳ハ猫の氣を
 たりハ猫の徳を
 人ハ仁義を行ハ
 を命とり元と
 するハ財命徳
 利欲の心あるハ
 仁義を以てする
 前も不徳と云

一 徳政と云ハ唐土より仁政を云仁政とい天下の徳人を
 あらわすを徳む政を云日本も上皇の御時
 倉將軍の時代も徳政と云ハ古の通りハ東鑑の中にも
 徳政と云あるを云て考へ一京師將軍の時代は
 義政との比よの如徳政と云ハ人の金銀米穀法
 具木を借り奪るを返さば亦もふすりて
 免さるるを云てを云て以後近代もあつたも借り
 奪るる物をかたぬ扱ふに作付を徳政と云あり
 いふと後世も徳政の行はれ大なる遠あり仁徳

と利徳との遠也世の遠は名を承ふより徳をとれ
と云換徳も仁義の徳を云之思ふある人の心を捨
て利徳を云れと云ふこと思ふ利徳の利徳を好む
禍の本也

太平記卷卅三
軍ノ条ニ挑井
播ノ守ヲ討テ
トテ軍ノヤウ
ヲ申シケレハ蠟
燭ヲ明ニトモシ
テ見ユフ云ハ
此時代既ニラウ
ソク有リ

一 教の灯ハ油火本式之禁家ト云ハ油火を用らるゆ
灯の字をわすとあざらと云之 おんとあざらといハ
大南油の略語也 大南油
と云る之大殿ハ内京の法殿を云之蠟燭と云ふもの
吳國より後を来りて後日本をも作り之を本式
と云ふ也

貝原氏カ和漢
名数ニ箱根ヨリ
以東ヲ坂東ト
称ストアルハ後世
之説也關東ト
云モ箱根以南
ヨリ東ノ事也ト
云フ人モアリ是
又近世ノ説也

一 關東坂東の事近江國會坂關より東を指シ關東
と云之上野と信濃の郷の碓井より東を坂東と云之
平家物語ニ齋藤利遠ハ坂東武者の村を善治と云
を云へるも是之坂東八州と云ハ武藏お模あ房上総
下総上陸上野下野是之後世常陸を除て豆洲を
加ハ小田原北條氏の領地ト云ハ之を時を陸ハ仇
井氏の領地ト云北條氏の領地ト云ハ之を陸ハ仇
關八州と云名目ハ非之坂東八州と云ハ又東鑑云
ハの關東と云ハ右と云と異也東鑑卷十七建仁二年
の紀ハ關東二十八ヶ國關西三十八ヶ國トあり是ハ五畿内

小東山东海二道ノ國を加へて二十八州と一北陸山陰山陽
南海西海五道の國を合へて三十八州と云ふなり

一 此の事不詳なりとて月あはれと指してある事を見る天道
不詳なりと云ふ古書著せし集卷二十奥虫 禽獸ノ部 或田舎人系

上りて侍るるが宿るは天道不詳なりとて居りたり

一 空燒ソラタキと云ふ所あるは香煙ありといつともある香の

香煙も元を
いつともある
不詳なりと云ふ
と云ふ空燒の事
ありては云ふ

香のこの儀を云ふ是ハあるのいすもあるさる以前
之座あるは香をたき志めて香煙をかへて之は陰の
坐あるは香をたき志めてあるの座あるは指しある
之但是ハ風よりするはぬるは有るはかきとて

座あるはたき志めてあるの事なり

一 蛭ヒルカヒ喘と云事古書より見たり尺素往來山槐記東監廿五
明月記小右記等より見たり

蛭といふ虫を捕へて腫物の上へ置て膿血を吸出させ
るもの處古代の外科の療治なり

一 生氣セイキ方と云ハ正月生あるは卯の方二月ハ辰三月ハ
巳四月ハ午以下準りし知魚なり

書籍之部

伊予八家流の書は、かゝるものも非ざらず、古
書を、心づき記し、かゝるものも非ざらず、古

一 武家の故実記 たる書、小大双紙と名付たる書六品あり、川

大双紙と云は、川伊豫守貞世の作也 貞世法名 宗五 大双紙

と云ハ伊勢下総守貞頼の作也 貞頼法名 宗五 大双紙

と云ハ伊勢下総守貞頼の作也 貞頼法名 宗五 大双紙

と云ハ伊勢下総守貞頼の作也 貞頼法名 宗五 大双紙

と云ハ伊勢下総守貞頼の作也 貞頼法名 宗五 大双紙

と云ハ伊勢下総守貞頼の作也 貞頼法名 宗五 大双紙

と云ハ伊勢下総守貞頼の作也 貞頼法名 宗五 大双紙

燕倉大双紙と云
書あり、是ハ永和
五年より文政十一
年と謙斎の
合戦の書と云
記録之三冊あり
故実方の書
あり、一各六平
後記と云

作者つすひ、このあり、小笠原家の書

一 三儀一統ハ義満公の法代小笠原兵庫助長春今川亮宗

太夫氏頼伊勢武藏守満忠ハ三人より作す三人心を

一のりてあゝと云ふ、三儀一統と云由、其書の序文は

見えり、甚信、かゝる、貞丈、抄、小三儀一統の

書一冊の書、將軍家の作をうけ、おぼしめて撰ぐる書

とハ、多見、元す、自身の、亮書と見、の、書、と云、上義

満公、法代、今川、亮、宗、太夫、氏、頼、伊、勢、武、藏、守、満、忠、と

いふ、人、ハ、あゝ、と、云、の、今、川、ハ、伊、豫、守、貞、世、伊、勢、下、総、守、貞、頼、と

貞信、之、見、て、之、信、し、かゝる、を、知、る、は、あゝ、の、か、の、云

貞丈三儀一統
毎一冊アラハシタ
リ見合スヘシ
満忠一本ハ憲
忠トアリ憲忠モ
伊勢氏ノ先祖
ニ無之
義満公法代日
記ノ中、所々、今
川伊豫守貞世
名見タリ、其比、今
川氏族モ多ク、云
氏武家ノ故実ヲ
知タル人ハ貞世ナリ
今川大双紙ト云テ
武家ノ故実ヲ記

シ置レ九書アリ

此序文と三儀一統と云題号といは後人の偽作あり
この書の本文はいつの年月もゆき書と名ゆりて用ひ
きまのこの書の題号は尚家弓法集三儀一統と云
とまりいつある書籍とて是れを長き題号の云い
よきとこれ元來ハ尚家弓法集と云りいひ
を後ハ三儀一統といふ名をとりて書きたるゆ
ゆは長き題号と云たるゆあり
一 弘安禮節といふ書ハ今板行後宇多院の法代弘安
年中ハ上皇龜山院の定の後ハ一礼法を院中
に取より禁中へ對シその礼法之を書の内の書札

虎ノ巻ノ事見
ヨリ三枚目ニモ
アリ

礼法を取て武家の書札の法式よりとりて後
あやまりて武家の別ハ武家の法式あり
一 虎の巻といふ書一名ハ三畧の傳とも云先ハ
臣鬼一法眼より受け傳へられしを傳へし世の傳
る虎の巻といふ義經の書傳の書とあるやうきこ
似せものありて是れハ世ハ虎の巻を云たり
真言符字その外すハあひの指ありのこを書
のせて軍傳の用よりるゆきありし書奥の
傳來の系圖ありその系圖の連名の内出家の名
くはれは付て考りし書の一辭と思ひ合せられし

されハ用よとぬ之早亮ハ生れたの智慧のたをき今何ん
されハ見ふる事ありたうされも多く書を尼れ
其力見大概ハ見おれ

一 秘書といふ物ハみうに人を見せざるもあれも能く
人ハおしまたゆりて書を写すも可なり我
も人の事もそ書何れハそ書絶えうせもあ
て後思ふも傳ふとあやうは別にかうて人
せやの時ハ外ハ誤あきおそ書絶えりあり

一 藤九郎盛長記と云書何れ杖桑見聞秘記と云書何
れ見付秘記ハ大江廣元之作と云書西巻と云書

杖桑見聞秘記
大江廣元記
トテ其序ニモ廣
元ノ名ヲ祀タリ
然レ其出ニ記
セルテ廣元存
生ノ時代ヨリ百
年斗後ニ出来
タル書ヲ引用ス
ルノ所ニアリ是
ヲ以テ全篇偽作
ナルヲ知ルヘシ
檢之貞丈杖桑
見聞秘記并偽
ト云書ヲエラセ
リ見ヘシ

代のお遠もあり而実を初ぬ志のみうに信作
有徳院成嶋道範ハ作也採信保ら成ゆる偽書も有り又信長
記の内甚偽多き中太之保彦左衛門忠教の家記見
えり其書ハ
本照宮代人ハ此世は偽書も多し古書の採り
作りて古書もあはる物ありみうに信仰か
我々才情学あらず眼明あざされたがうさ
あり公家武家の故実の書も志の類あり
近世軍学者といふ者の書ハ妄妄説偽作あり
油取中

義経記六六韜
の言とあり虎
巻といふ事ハ
不明

一 或説は云源義経の虎の巻と云ハ太公望のあはれと云
六韜と云書の中の虎韜の巻を云今之世ハ六韜の
書板行しておあなまいともあれとも義経の時分
ハ板行ハあり世ハ甚珍なりかりし故鬼一信眼秘
して人は見えざりしを義経ひそく盗み出して
虎韜の巻と云り言ひとり強しを虎の巻と云
と云は説ハさもさへし抄ハさへあり
一 鎌倉年中行事と云書ハ頼朝或朝將軍家の事
を記したる書ハあり是利辰の時代鎌倉の由所
基氏の家の年中行事ニ成氏の時の人かき書く

犬追物秘記ハ
扶桑見ゆ私記
ノ校書ノ傳作
ノ物也

一 犬追物秘記と云書二冊板行あり三浦介上総介西人
の作くとてその書のおもはぬ人の連名あり是太公望傳ハ
おと犬追物の古書の切れと云れをかしと云ありついで
近年の人新し作意をいきて後々も古法にも
曾てと云る事ありやうふ書もあつて又徳大寺
家の犬追物と書と云物あり是ハ正保年中武州豊
嶋郡王子村を由は薩摩守り強坊といふ犬追
物の作法を以て鎌倉頼朝時代の事にして作りお射を
換見せ外も皆鎌倉時代の武士の名を用ひてり

唐人ハ人ノ名ニ
 ハ右ノ方采引
 フスル地名ニハ
 字ヲカ、ワキニ
 朱引スルコノ
 外ニ朱引スル
 フナニ字ヲ消
 ニ六字ノ中ニ朱
 フ引ナリ
 又漢唐和元
 明ナト云代ハ
 各右ニ引ニ

一 近世板行の書は楠七巻と云軍制の書何れ是ハ楠

正成の家書として書の奥は正成の姓名あり然れ共

事成の書は作はありん似せ物に之書は後絶の

事何れ正成時代ハ後絶ハいすもあらず是見よ

傳を初へ一和漢書ハ軍書ハ似せ物多ク又言

ありたあらずも心持の爲記書

書物の行の如くハイハ又ハ一本と書てあるハ

又誤字と云ハ 又行文と云ハ

又何嘗作何とあるハ

又脱簡と云ハ

又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

又行文と云ハ 又行文と云ハ

白讀点形○ヲ
 圖ト云○ヲ批ト
 云句ニ圈点ヲ
 用ルヲハ讀ニ
 批点ヲ用ヘシ如此
 スルハ句ト讀ト
 云レシテヨシ

「君と云ら申ハ人の名在こと官の朱引と云て初下」
 「引引中の朱引ハ物の中在云ハ年号と云レ
 「右所中ハ人の名在官中ニ書の名在ニ年号ハ秋一書ヲ
 「書物ハ篇章句讀と云る云うハ篇とハ新クハ年と云
 一チ氣クを云一書の句とハ一チ條内ハ讀とハ一句の内ト云モ始
 内ハ幾ヶ條モ有リククガリク讀とハを讀切ハ云始
 讀中ハ人の心を以て讀と云を章と云を年と云を初め
 一書を篇と云長くと云を事と云内ハ心のされ所を白
 と云一句の内をそのことと云るれハを讀といハ
 書物ハ朱点を付ルハ句の所ハ傍ニ丸をつけ讀
 の所ハ字の百ふ出中ハ丸を付ルたとハ巨字

集の序ある也海と云ハ人の心を以て讀といハ
 のことと云る也

「書籍ハ序跋凡例と云事ヲ序と云ハ書籍の最初
 ありは書ハ序のつけはよりて書ありめくると云る細
 引ハの序と書ハ序と云ハ跋と云ハ書籍の終
 末あり其書の事と凡例と云ハその一書の書法
 例を以てするを云是ハ跋と云ハその一書の書法
 例を以てする細引ハ跋と云ハ記と云ハ序と云ハ
 の序と云る也其序ハ大書と云ハ序と云ハ序と云
 内典外典と云ハ序ハ内典と云ハ外典と云

くこれハ出家の方よりしり候

一 新書よりそを著するあり候ものよりよりしり候を

よきとしたりしり候としたり書きたる書とてしり候

ともいふあり書きたるハいしりぬ之田舎人の詞書をお

書ありと云ふ

一 校合とも校讐とも校訂とも云ハは書と彼書と同一類

本を考せてあつを引くへて遠くをいしり方の

本は出入れと云ふ、或くを云ふ

一 著述とも編輯とも云ハ書籍を作りあはしり候

註とも解とも釋とも云ハ皆書籍の文句の知れ

事をしていり候ときて講釈をおあはしり候を云ハ註解註釈

ありともいへ又註疏とも云ふ

一 抄と云ハ抜書之又註解の事を抄とも云ふ

一 書籍を幾巻と云又巻の一巻の二ありと云事ハ上古ハ

紙ありのり候竹をとりて火をあつて紙をぬきて

己中休よりなり候て文字をとりきて韋カワと云ふつらぬ

て巻と云ふ候幾巻といひ候又一篇二篇といふあり

至り候一篇あり候と云ふ事之書籍を作り候を書を

あむと云ふ候のりより起りたる詞之を後紙をつぎ

て巻物マキモノとも云ふ候の趣をさあひたるへ巻物マキモノといふ時

くらひらけて候り、恐き、故折本と申す、本よりすむるあり
 已分本あり、程古の趣を以て、幾書、春の二部を以て
 一書籍を著し、序文、いかも、本書と遠なき、拙よ、名字を以て
 假名をも、字を以て、本書、不考、遠と、いふ、ゆゑ、も、さ、い、ふ、に、
 一、我推量を以て、本書の、名字を、書出、して、序文、に、い、ふ、に、
 一、我推量の考を、い、ふ、文字の、傍に、朱を、い、ふ、に、か、き、
 加え、意へ、一、

一 義経記、作者、詳あり、と、い、ふ、甚、少、き、著、之、者、我、
 物語、に、比、叡、山、の、傳、の、作、之、これ、ひ、と、親、王、は、い、の、里、の、傳、手、

活いりの傳、い、の、山、の、ち、り、い、よ、を、い、ふ、に、い、ふ、に、
 一、と、推、て、知、り、へ、一、但、竹、志、の、名、い、ふ、れ、す、原、平、盛、表、記、の、葉、
 室、大、納、言、時、長、の、作、之、平、家、物語、の、信、濃、前、司、行、長、の、
 の、作、之、太、平、記、の、玄、惠、法、平、藥、師、の、次、ら、た、集、の、木、の、作、之、保、
 元、物語、平、治、物語、作者、の、い、ふ、れ、され、と、い、ふ、甚、少、き、書、あり、
 か、や、う、の、古、き、物語、の、類、の、論、據、も、あ、り、物、之、故、実、乃、考、
 あり、と、い、ふ、に、い、ふ、に、

一 唐土の書、ハ、四書、五經、史記、漢書、を、始、め、と、い、ふ、に、
 一、と、い、ふ、に、不、足、あり、と、い、ふ、に、又、年、々、唐、土、より、も、後、に、来、
 る、故、か、う、の、書、ハ、不、足、あり、と、い、ふ、に、日本、の、古、代、の、書、ハ、及、び、

兵乱やけうせし故甚かき又かゝの事を知りたる
物ありの人の多きれども日本の事を志する物ありの
少く日本は生れし日本の古事知実を新らるる
日本上古のふき日記日本書紀古事記古語拾遺續
日本紀日本後紀續日本後紀文徳實録三代實
錄類聚國史等々又世継物語續世継物語神皇
正統記日本紀畧帝王編年記の類も寧ろ禁
裏法式のふハ延喜式儀式律令格式西宮記北山抄江家
次牙雲圖抄ホク官位の故実ハ官職秘抄職原抄
百寮訓要抄等々装束の故実ハ後照念院版装

束抄雅亮装束抄 饒抄桃華葉抄宸翰装束抄
三葉装束抄ホク是のそん張る古書ハ教りき
ものト云ふを端に云ふと云ふ交りて求めハ世
孫し古書おのつら子入るもの又或者の日記
ハ東鑑ハ実録之鑑余の日記之室町記室町日記を
も京師將軍の實録之又古の實録を似せて偽
作りし者も有能く存せらる又禁中の故
ハ禁秘抄侍中郡要公事根源後醍醐院年中行事
同日中行事ホクあり拾遺抄もその事あり
以外古書ハ教りあり尋りし者も

一 高忠少書と云い寛正年中以の人多實考後言忠

小笠原辰不守て著るるおへる矢木の故實を記し

き當の後の人義人輩と名つけたるの書は

ぬく秘苑と云いみせは心と名付たりと

云傳の是は高先年板切と云ふ多く有る

板切の本世は少く成り 板切の本もよき本也
少文字の書あり

一 奥州十二年の合戦後忠考 前九年後三年の合戦あり 飛騨守維

久の画きと謙倉將軍實朝公の時京於りあり奇

せ為ひよと云い監卷十九 二丁 又將門合戦の

後考もこの世に於て中興考も云へり十二年合戦の

東鑑卷十九兼
元年庚午十

月廿三日丁未奥
州十二年合戦

繪自京都御
下之今日御覽

仲業依御續
申其詞云

東鑑卷十九
元年甲子十月

廿六日甲申將軍
家日未御画

於京都被因
將門合戦繪今

日到東掃部頭
入道所調進也

二十箇卷納詩
繪遺珠而自

云

繪とも世より又土佐光信の一谷合戦の絵又保元平治
合戦の絵又土佐光長う年中行事の絵又古代の
絵陣の動る絵ハ血裏の考の爲よふ事多し心を
けてる一人物衣服法道具の絵今の世の絵と形ハ
遠くも多し何れに心をはけて考へて古代の繪今も
世も多しあり

何事とも正史實録なき事ハ信用し可き事あり
とも正史實録なき事ハ又たりのあり實事あり
るもあり正史實録に記し漏したる事法家の日記
に記してあれども世も著る人知るぬ事もあり

實朝公の歌集
 全塊集と云三
 冊あり晴を祈
 命の歌集
 あり天木抄ノ歌
 八全塊集より
 抄あり

抄に鎌倉右大臣 実朝 晴を祈る歌ひし歌
 ときによりすくれの民のあけきこ八代 龍王の命あたる
 此歌は集ま云建暦元年七月洪水滔天土民愁歌せし
 事をおひて一人幸而本為致祈念云右本抄東鑑卷十
 九建暦元年七月の記文をみる小実朝の二函をうれへて
 晴を祈る歌ひし事見えず此は実朝の由集り
 是をみる事あれは偽にあらず実朝の東鑑に元
 々ありあれはこそ偽也といひしは東鑑に記漏し
 たるを以て也故ある事いふも是なり

前太平記又前太平記ありは近代の人の作也 武具馬

前太平記ハ林大
 学頭ノ才子平山
 素閑ト云者ノ
 作也京都ニ住シ
 石田軍記ヲ作
 リ板行シ作者
 御詮義ニ依テ
 京都ヲ夜逃シテ
 江戸へ来リ正徳
 二年死去ハ三
 也古キ物語ト
 フアツテ前太平
 記ヲ書タレ其
 中ニ自作妄説
 フ多ク交タレハ
 信用スルニタラ
 ス證據ニ引用
 べカラズ

具あるの考ふはあらず此の流傳よりして幼き子供の
 ちてあをひ陰さししの類もとも古代の人の作りしもの
 有実の考ふあり流傳より用多あり言館草子田村
 孝子めとの才子文正孝子ふとの類如くは極の
 玩物あれは古き忠之流傳より引し
 和漢朗詠集ハ四條大納言公任卿の集められし書之
 ち書小詩も何り文も何り和歌も何りそれよりして
 つけてしものを朗詠と云ふ古代の酒宴あつた時にも
 又折るれ事よゆれて正時其事よりなきお恵の
 流傳をいふひしお恵の事いふもの流傳いふ

感のりく新へく

一 室町記六卷 真字二書 是ハ実録之又室町殿日記 十卷分り平カテ 是又実

録之室町殿日記 真字ニテ書廿九卷飛鳥井殿ノ奥書也 是ハ偽書ニ用へり

一 先代舊事本記 旧事記トハカリモ云 といふ書何れノ本板リ モあり 是ハ聖徳

太子の法作と云古き書ニ依ルモ聖徳太子の法作ニ

あらず古代の傳書之吉田家の先祖の傳り作りし

物ありといふ云人あり古書あれも偽作物あり故用

ふり又舊事大成種と云書何れも是をも舊事本記と云

是ハ穢の聖徳太子の法作と云是ハ於大ニ偽書ニ元

祿年中のり元聖徳の御書禪師と云傳と志林圖

伊雜宮の神々との偽作之事何れも各流罪ニ蒙

せられりとの書板行したるハ絶板ニ成りされどもと羞

うりこふ持る人もあつて信作も人も有らありとのを

子熟ありありと云

一 江原武鑑又大系圖又和論語彙余實記義經勳功

記等の類皆傳ある故実の考ニ用へり

一 日記と日記とハ列のり日記と云ハ表立する事を記し

後漢のり日記せるを云日記と云ハその時の晴雨を始り

報事を記せるを云涉湯殿上日記ハ 日々記 ひまつきと云

ひまつきと云ハ涉湯殿の上より官女のそ日りのり

記せし別の文と見えたりされハ鱗川親元ウ記セシ内中
 日ノ記ト云ハ百ノ即ニ其日ノ事ヲ注セシ故日ノ記ナリ也
 日ノ記ト云ハ百ノ即ニ其日ノ事ヲ注セシ故日ノ記ナリ也
 日ノ記ト云ハ百ノ即ニ其日ノ事ヲ注セシ故日ノ記ナリ也
 一八廻日記の事犬追物の矢河法を記セシ書をきテ八廻
 記又八廻外湯あり云々ハ九八廻ニ云ハ何故ニ素
 有ハハの字ハ假字ナリ矢の字ありハ左ありハ犬追物
 の繩キヨミ射テる矢の落テるを矢河法ナリ矢河
 の名ありハ

貞丈雜記大尾

伊勢貞丈先生著書賣捌所

- 東京 南傳馬町三丁目 吉川半七
- 全 日本橋通二丁目 大倉孫兵衛
- 京都 寺町通四条上ル 田中治兵衛
- 全 六角通下ル 山田茂助
- 大阪心齋橋通安土町四丁目 鹿田静七
- 全 心齋橋南二丁目 松村九兵衛

發行所

